一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県いわき市田人町南大平字原口七二、字高松一一二の一から一一二の六まで、字辺栗七三の一（次の図に示す部分に限る。）二九の二、三六の一、三六の二、六三、字銭口五、一一三、一三七の二、一四二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字原口七二、字辺栗二九の二、字銭口五、一二三、一三七の二、一四二の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第九百三十号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

表三の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 三 | 金沢弁護士会 | 石川県金沢市丸の内七番三十六号 | 石川県金沢市丸の内七番三十六号 |

表五の項及び六の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五 | 岡山弁護士会 | 岡山県岡山市北区南方一丁目八番二十九号 | 岡山県岡山市北区南方一丁目八番二十九号 |
| 六 | 福岡県弁護士会 | 福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目十四番十二号　南天神ビル二階 | 福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目十四番十二号　南天神ビル二階 |

表一二の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一二 | 福島県弁護士会 | 福島県福島市山下町四番二十四号 | 福島県福島市山下町四番二十四号 |

表一四の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一四 | 栃木県弁護士会 | 栃木県宇都宮市明保野町一番六号 | 栃木県宇都宮市明保野町一番六号 |

**○農林水産省告示第千五百六十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県いわき市田人町南大平字小室四八の一から四八の一〇まで、田人町石住字神山一一八の一、一一九の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

表一八の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一八 | 兵庫県弁護士会 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号　神戸クリスタルタワー十三階　兵庫県弁護士会分館内 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号　神戸クリスタルタワー十三階　兵庫県弁護士会分館内 |

表二三の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二三 | 千葉県弁護士会 | 千葉県千葉市中央区中央四丁目十三番九号 | 千葉県千葉市中央区中央四丁目十三番九号 |

表二六の項及び二七の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二六 | 香川県弁護士会 | 香川県高松市丸の内二番二十二号 | 香川県高松市丸の内二番二十二号 |
| 二七 | 佐賀県弁護士会 | 佐賀県佐賀市中の小路七番十九号 | 佐賀県佐賀市中の小路七番十九号 |

表三一の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三一 | 岩手弁護士会 | 岩手県盛岡市大通一丁目二番一号　岩手県産業会館二階 | 岩手県盛岡市大通一丁目二番一号　岩手県産業会館二階 |

表三五の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三五 | 埼玉弁護士会 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目七番二十号 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目二番一号　浦和高砂パークハウス一階 |

表四一の項から四五の項までを次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四一 | 広島弁護士会 | 広島県広島市中区上八丁堀二番七十三号 | 広島県広島市中区上八丁堀二番七十三号 |
| 四二 | 熊本県弁護士会 | 熊本県熊本市中央区京町一丁目十三番十一号 | 熊本県熊本市中央区京町一丁目十三番十一号 |
| 四三 | 静岡県弁護士会 | 静岡県静岡市葵区追手町十番八号 | 静岡県静岡市葵区追手町十番八号 |
| 四四 | 宮崎県弁護士会 | 宮崎県宮崎市旭一丁目八番四十五号 | 宮崎県宮崎市旭一丁目八番四十五号 |
| 四五 | 沖縄弁護士会 | 沖縄県那覇市松尾二丁目二番二十六―六号 | 沖縄県那覇市松尾二丁目二番二十六―六号 |

表四七の項から五〇の項までを次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四七 | 滋賀弁護士会 | 滋賀県大津市梅林一丁目三番三号 | 滋賀県大津市梅林一丁目三番三号 |
| 四八 | 函館弁護士会 | 北海道函館市上新川町一番三号 | 北海道函館市上新川町一番三号　函館弁護士会館 |
| 四九 | 島根県弁護士会 | 島根県松江市母衣町五十五番地四 | 島根県松江市母衣町五十五番地四　島根県商工会館松江商工会議所ビル七階 |
| 五〇 | 大分県弁護士会 | 大分県大分市中島西一丁目三番十四号 | 大分県大分市中島西一丁目三番十四号　大分県弁護士会館 |